

我孫子市使用料条例の一部を改正する条例

我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
1の表 略					1の表 略				
2 都市公園条例第6条に規定する有料公園施設の利用並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項及び第3項の許可に係るもの					2 都市公園条例第6条に規定する有料公園施設の利用並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項及び第3項の許可に係るもの				
区分		単位		金額 (円)	区分		単位		金額 (円)
使用料	略	略	略	略	使用料	略	略	略	略
入館料	我孫子市杉村楚人冠記念館	一般	略	略	入館料	我孫子市杉村楚人冠記念館	一般	略	略
		一般	団体	240			一般	団体	240
		高校生・大学生の節略	(20人以上の場合)	160			高校生・大学生の節略	(20人以上の場合)	160

				生	1 人につ つき	
				2 館 共通 年間	個人	2,000
				3 館 共通	個人	500
						高校生・ 大学生
占用 料	略	略	略	略		略

備考

1 から 4 まで 略

5 2 館共通年間入館料を納入した者は、当該入館料を納入した日から起算して 1 年を経過する日までの間に限り、我孫子市杉村楚人冠記念館のほか我孫子市白樺文学館にそれぞれ回数に制限なく入館することができる。

6 3 館共通入館料を納入した者は、当該入館料を納入した日から起算して 1 月を経過する日まで

				生	1 人につ つき	
				3 館 共通 一般	個人	600
				3 館 共通 高校生・ 大学生		400
占用 料	略	略	略	略		略

備考

1 から 4 まで 略

5 3 館共通入館料を納入した者は、当該入館料を納入した日から 1 月の間に、我孫子市杉村楚人冠

の間に限り、我孫子市杉村楚人冠記念館のほか我孫子市白樺文学館及び我孫子市鳥の博物館にそれぞれ1回入館することができる。

7 略

8 略

9 略

10 略

記念館のほか我孫子市白樺文学館及び我孫子市鳥の博物館にそれぞれ1回入館することができる。

6 略

7 略

8 略

9 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。